

民間資金等活用事業推進委員会

第25回合同部会

議事録

内閣府
民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会第25回合同部会議事次第

日 時： 平成 14 年 7 月 11 日（木） 16:30～18:30

場 所： 中央合同庁舎 4 号館共用第 2 特別会議室

1．今後の検討事項等について

2．その他

出席者

【委員・専門委員】

西野部会長、山内部会長、小幡委員、高橋委員、前田委員

井崎専門委員、中村専門委員、広井専門委員、三井専門委員、光多専門委員、
美原専門委員、森専門委員、山下専門委員

【事務局】

竹内民間資金等活用事業推進室長、有木参事官、嶋田企画官、大塚参事官補佐、
富井参事官補佐、丹野参事官補佐、濱田参事官補佐

西野部会長 ただいまから、民間資金等活用事業推進委員会第 25 回の合同部会を開催いたします。

本日は、前回 6 月 4 日の会合でご案内したとおり、本合同部会における今後の検討課題とその検討の進め方について決めさせていただき予定でございます。

初めに、本日の議事の進め方についてご説明します。

まず資料 1 について説明をし、ご議論いただきます。その後、資料 2、資料 3 について説明し、ご質問等を受けるといった進行を考えております。

それでは、早速議事に入ります。

まず、お手元の資料 1 をごらんください。

前回会合まで、地方公共団体、民間事業者、それに関係省庁からのヒアリング、さらには数名の委員からご提出いただいた課題の整理、資料などを踏まえ、さきの第 21 回合同部会に提出しましたヒアリングにおいて抽出された主な課題、論点について加筆、再整理いたしました。その上で、それぞれの部分の対応についての案を山内部会長と相談しながら検討して整理してきました。

私にかわって事務局からひとあたり説明してもらいますが、委員会として検討していく課題の選択として、現在の時点で優先的に取り上げるべきもので、なるべく多くの論点を包括する項目ということで、契約とモニタリングを選びました。これによって、P F I の推進に関し、広範囲の効果を及ぼすことを目指したいと考えております。

この 2 つの課題の対応は、実務的な指針の作成等を必要とすることから、合同部会に、委員を座長、専門委員を構成員とするワーキンググループを設けまして、まずは、ここで作業をしていただき、合同部会としては、このワーキンググループからの調査、検討報告を受けて、審議、とりまとめをするという手順を委員長代理として提案をいたします。

また、P F I 事業の円滑な推進に当たりまして、ボトルネックになっているのではないかとのご指摘のありました入札のプロセスと、公の施設、公物管理については現行の法制度に関する課題でもありますので、まずは具体的な運用事例に沿って、法制度上の問題の所在の解明や運用上の取り扱いの明確化に関して研究する必要があると判断いたしました。また、この問題の解明の過程では、各法律の所管省の参加や具体的な運用事例に基づいた忌憚のない意見交換が不可欠でありますことから、各課題の専門家をアドバ

イザーとして、事務局がこの研究を行うことがよいと考えております。

ワーキンググループなどの委員構成についてご説明する前に、まずは私の説明を補足する形で、論点の再整理と各論点への対応について、資料1に基づき事務局に説明をしていただきます。

事務局の方、よろしく申し上げます。

事務局 それでは、事務局の方から資料1について説明させていただきます。

今、西野部会長からご説明がございましたように、第21回の合同部会で提出されましたヒアリングにおいて抽出された主な課題などについて整理をするということと、その後追加的に委員、専門委員の方から出されました課題も合わせるような形で整理しております。

項目は前回のものを見ながら整理をし直した形になってございます。最初のところを見ていただきますと、1 入札に関する論点、それから2 契約の締結に関する論点、3がモニタリングに関する論点、4が公物管理に関する論点、5がV F Mの評価に関する論点、それから6といたしまして、支援措置に関する論点、これは幾つかございますけれども、補助金、税制、それから7が資金調達等に関する論点、8がその他というような形で構成をしておるものでございます。

前回のときも申し上げましたように、各論点につきましては、幾つかの対応が考えられるであろうということでございます。ここで大きく5つに分けてございます。まず1つ目でございますけれども、これは当委員会におきまして、実務上の指針としてその課題をとりまとめるもの。それから2番目といたしまして、法制度上の課題に関して研究するもの。それから3番目は、事務局におきまして事例をとりまとめるということでございます。それから4番目でございますが、関係省庁などにおいて検討する課題。それから5番目は、最後でございますが、例えばということで、各公共施設等の管理者が個別事業ごとに適切に判断すべき課題、あるいは民間のマーケットの成熟にゆだねるもの、それぞれの課題についてはいろいろな対応の仕方があるかということで、一応ここで考え方としての分類をしているものでございます。

それで、今、西野部会長からご説明ありましたように、1番目といたしまして、実務上の指針としてとりまとめるべきものとして2つございまして、1つは契約に当たっての留意事項のとりまとめ、それからもう1つがモニタリングに関するガイドラインのと

りまとめ。そして、2番目のところにつきましては、入札プロセスに関する研究、それからもう1つは公の施設・公物管理に関する研究ということでございます。

それでは、整理のペーパーについて説明させていただきます。

1ページ目でございます。まず、入札に関する論点でございます。最初はスケジュールのことが出されておりました。まず1つ目でございますが、実施方針の策定・改訂ということでございます。民間からの提案などを十分に取り入れる手続きが重要だというお話がありました。段階的な改訂の手続きを行うべきということでございます。これにつきましては、今幾つか事例が出ております。事例のとりまとめということでの対応でございますが、これは民間事業者からの創意を引き出す入札プロセスの前段階のプロセスということもありますので、先ほど申し上げた入札プロセスに関する研究での対応も検討したいと考えております。

2番目でございますが、スケジュールの設定。これは、例えば公募から選定までのスケジュールが短すぎるのではないかとかいうお話がありました。追加的に出てきておりますけれども、リスク分担につきまして、十分な期間をもってきちっとリスク分担について示してほしいというようなことがございました。これにつきましても、1と同じような形で事例がございますので、その事例のとりまとめということでの対応でございますけれども、これにつきましても、民間事業者より十分検討された事業計画を提出するための課題ということもございますので、入札プロセスに関する研究での対応を考えております。

3番目は、アドバイザーのことに付いて。公共側のアドバイザーの資格審査を厳密に行うべきではないか、それから、追加的に出ているものとして、公共側のアドバイザーにファイナンシャルアドバイザーが参加することが望ましい等のお話がありました。これにつきましては、企画提案方式で選定しているような事例等幾つかございますので、事例のとりまとめという対応になるうかと思いますが、これもまさにコンサルタントマーケットの成熟に期待する部分も大きいかなと考えております。

入札に関する論点の2番目、事業者の評価・選定に関する項目でございます。4、入札のあり方ということで、特に契約条件の柔軟な交渉や適正なリスク分担を図るという観点から、公募型プロポーザル方式が適切ではというお話がありました。追加的に出たものとしましては、PFI入札のあり方を考察する上で特例政令における随契要件を検

討すべきというお話もありました。これにつきましては、入札プロセスに関する研究で対応と考えております。

5番目が多段階選抜の導入。入札コストの負担を軽減するという観点から、多段階選定の導入を進めていくべきというお話がありました。これも入札プロセスに関する研究で対応と考えております。

6番目が交渉ということでございますが、先ほど申し述べたものも関係しますが、契約条件の交渉、変更が可能となるような手続きをとることが重要ということでございます。具体的な話として、ヒアリングのときも出てきましたけれども、入札前の契約書案の開示と一定期間の質問等の受付期間の設定により、現行制度の枠組みの中で、官民のリスク分担が可能となると考えられるということから、積極的に対応してほしいということ。追加的には、Q & A方式等の手引書をつくってほしいというお話もございました。これにつきましても、入札プロセスに関する研究で対応と考えております。

7番目が総合評価についてでございます。これは、例えば、価格あるいはその他の要素の配点比率、価格以外の要素の定量化の方法に関する一定の基準などを提示していただきたいというお話がありました。これにつきましては、各管理者の判断にゆだねるべき事項であろうと考えております。やはりその画一性を排除し、事業の多様性の確保を図るという意味からも、各管理者の判断にゆだねるべき事項であろうと考えております。

8番目が中小企業の参画についてでございます。P F I事業への中小企業の参画が困難な面があるというお話がありました。これについても各管理者の判断にゆだねるべき事項という整理でございます。P F I事業の普及に従いまして、小規模事業にもP F I事業が採用される可能性もあると考えております。

次のページでございます。

続きまして、契約の締結に関する論点。最初に、債務負担行為設定とスケジュールということで、債務負担行為設定年度内に入札公告からの一連の手続きを経て支出負担行為を完了させるということは難しいというお話がありました。これにつきましては、いろいろな先例がございますので、うまく処理している事例のとりまとめということでの対応を考えております。

関連して、地方公共団体に契約交渉を行い得る人材が不足しているというようなお話もありました。これについては、契約に当たっての留意事項のとりまとめが予定されて

おりますので、それらを活用して研修をするという対応もあると考えております。

11 番目、金融機関との直接協定という項目でございます。金融機関との直接協定については、取り扱いについて検討を行っていただきたいというお話がありました。追加的に、地位の譲渡などを含む事業破綻時についての対応について、統一的な取り扱いの提示が望まれるという話もございました。これにつきましては、契約に当たっての留意事項のとりまとめという対応でございますが、直接協定という事柄を考えますと、専門家の意見を聴取しながら検討するということになるのかと考えております。

次に、リスク分担につきまして、例えば契約書に定めるリスク分担が大きな課題である、それから不可抗力について、統一的定義づけが必要ではないか、あるいは、追加的に出た問題としまして、契約解除事由、そして解除したときの損害賠償のあり方等、重要リスク分担事項の考え方について検討を要するのではないかというお話がありました。不可抗力については、リスクのガイドラインについても一定の基準がございますけれども、全体としては、契約に当たっての留意事項のとりまとめの中での対応も検討されるべきだと思っております。個別のリスク分担について、各契約ごとに協議すべきことではありますけれども、契約に当たっての留意事項のとりまとめの中でも対応も可能であろうと考えております。

13 番目が過度なリスク分担。これは過度のリスク分担が見られたということでございます。これは各契約ごとにきちっと対応すべき課題だろうと思えます。

14 番目、不可抗力によるリスクの負担でございます。これは、公共側のリスクの負担について、予算の範囲内で行う必要があるということです。これについては、例えば、管理者が損害保険に加入しているような事例も見られるように個別対応の問題という整理でございます。

15 は契約のあり方でございます。これは標準化された契約書フォームが設定されていれば、契約締結時に時間短縮などが図れるのではないかというお話です。それから、追加的に、例えば瑕疵担保責任と無償取得物件との関係はどういうことになるのかという質問もございました。あるいは、市民ニーズに対応するために、事業内容の変更が想定される場合には、柔軟に対応できるように契約面で工夫を施す必要があるというようなお話もありました。これにつきましては、契約に当たっての留意事項のとりまとめでの対応を考えております。

次のページでございます。16番目、契約履行保証でございます。契約履行保証・担保の合理的なあり方について検討を要するということが追加的に出されております。契約保証につきましては、例えば、履行保証保険の付保等について明示すべきというお話もございました。それから、出資企業による連帯保証という契約の問題が出てきているが、民間側の負担が非常に大きくなるのではないかというお話もありました。それから、公共施設の管理者等とSPCの出資親会社グループとの関係をいかに考えるべきかというお話も出ました。それらの問題につきましては、1つは履行保証保険の付保など、あるいは契約履行保証のあり方について、具体的な事例はどうなっているのかということもございまして、事例のとりまとめで対応したいと考えております。それから、全体として、契約内容に関する課題でもありますので、契約に当たっての留意事項のとりまとめでの対応を考えております。履行保証保険につきましては、2つございまして、SPCではなく公共を支払いの相手方とする保険の設定の話、あるいは事業期間30年をカバーする履行保証保険の話が出ました。これについては、基本的には保険会社の方で対応すべき事項であると考えております。

追加的に出たお話として、コンソーシアムが落札者となって、そのコンソーシアムの構成員が設立するSPCと公共が契約する場合に、コンソーシアムとSPCの履行能力が同じであるのか、実質的同一性の確保を図るといようなことで、発注者が留意すべき事項を整理する必要があるというお話も追加的に出ました。これにつきましても、事例のとりまとめでの対応を考えております。例えば、コンソーシアムの構成員のSPCに対する出資割合などを条件にして整理している例もございまして、事例のとりまとめでの対応を考えております。これらにつきましては、契約の履行の確保に関する課題でもございまして、契約に当たっての留意事項のとりまとめでの対応の検討も可能であるとと考えております。

17番目でございますが、あるべき事業範囲ということで、例えば、サービス購入型事業へ一部独立採算事業を組み入れることや、本体業務と関連性が薄い業務を付随させて一括発注するという発注者側の話がありました。それから、どの業務の範囲まで民間の提案を求めるべきか、収支などとの関係で検討が必要だというような追加的なお話も出ております。これらにつきましては、各管理者が個別事業ごとに適切に判断すべきと考えますけれども、特に最初の方につきましては、民間事業者の方は実施方針の意見・回

答、入札説明書の意見・回答というプロセスを通じまして協議することは可能であると
考えております。

18 番目、民間事業者の裁量。独立採算事業等について、裁量権を可能な限り確保すべ
しという話がありました。これも個別に各管理者が適切に判断すべきと考えております。

19 番目が大規模修繕。これは急激な物価変動の場合の対応などについてということで
ございます。これにつきましても、契約時に各管理者が個別に適切に判断すべきと考え
ておりますが、例として、サービス対価を定期的に改定するというを契約上盛り込
んでいる場合もございますので、事例での対応ということも考えられます。全体といた
しましては、契約事項でもございますので、契約に当たっての留意事項でのとりまとめ
での対応の検討も可と考えております。

20 番目でございますが、S P C の株式譲渡のお話がありました。履行確保の観点から、
出資金など、第三者への譲渡が制限されているが、これを緩和すべきではないかという
お話です。これも、管理者の承諾を条件として行われている例もあり、事例をとりまと
めるといことでの対応と考えております。ただ、契約に関する課題ではございますの
で、契約に当たっての留意事項のとりまとめの中で触れるということも考えられます。

21 番目、完工の確認書の話がございました。完工確認書の交付条件について、早い段
階で開示・協議いただきたいということです。これは各管理者が個別事業ごとに適切に
判断するべきと考えます。

次のページでございます。モニタリングに関する論点ということで、22 番目ござい
ます。まず、サービス購入費の削減につながるモニタリングのステップについて、でき
るだけ明確にしてほしいというお話がございました。追加的には、サービスレベルの低
下に起因するペナルティを当該業務への対価の枠組みを超えて、建設に係る割賦代金と
関連づけることは民間に過剰な負担を強いるものではないかというお話もありました。
これらにつきまして、最初にございましたモニタリングの前提として、民間の創意工夫
を損ねることのない業務要求水準とサービス仕様に関する考え方を整理すべきではない
か、こういう追加的なお話も出ております。これらに関しましては、モニタリングに関
するガイドラインの作成で対応ということを考えております。

23 番目、事業実施後の設計変更ということでございます。建設工事の着工等に係る部
分で、提案段階に対し設計変更がどこまで許容できるかというお話でございます。これ

は、個別事業の特性や内容に応じて判断すべきということであろうと考えております。

それから、公物管理に関する論点も出ております。公の施設・公物管理ということで、地方自治法上の公の施設の規定による事業主体、受託者の制限の緩和が必要ではないかということ。あるいは、公物管理については、個別の公物管理法に係る制限規定と現状を整理する必要があるのではないかというお話が幾つか出ております。これらにつきましては、公の施設・公物管理に関する研究で対応することを考えております。

それから、バリュー・フォー・マネーの評価に関する論点でございます。最初は、リスクの定量化ということで、リスクの定量化について、モデル・指標を提示していただきたいというお話です。これにつきましては、おまとめいただいたVFMのガイドラインの中でも、リスクの種類や事業の置かれた状況等によってさまざまとされております。VFMガイドラインにおいて、リスクの指標を統一的に示すのは困難とあり、それぞれの公共施設の管理者などにおいて、経験や市場調査等によって得られたデータ等をもとに想定することが適当ということで、具体の事例に即した実例レベルの検討が必要だと考えております。

VFMの評価につきましても、リスクを含めたPSC、LCCの簡易な算定方法を検討していただきたい、あるいはVFMの評価に関する参考資料の提示、追加的にVFMを評価する際の利益率の設定をどのようにするかというお話が出ております。これにつきましても、VFMのガイドラインで枠組みは既に提示がなされておりますので、リスクの定量化を含むVFMの評価につきましては、各管理者が個別事業の内容に応じまして、きちっと市場調査もやりながら、定量化を図っていくということであると考えております。

それから、VFMの公表でございます。これはVFMの数値のみの公表が慣習化しているということがございまして、PSC、LCCなどの数値の公表を義務づけるべきではないかというお話でございます。これにつきましては、PSCとかLCCの値そのものの公表もさなれている例もありますので、事例のとりまとめでの対応を考えております。

次のページでございます。支援措置に関する論点として、最初は補助金でございます。BOT事業への補助金交付、支払いの方法など、柔軟な取り扱いが望まれるというお話がありました。これらにつきましては、関係省庁の連絡会議、昨年9月でございます

が、補助金交付について、イコールフティングの観点から検討をしてもらうように各省庁に要請をしておりますので、それのとりまとめをきちっとやるということで対応したいと考えております。

追加的には、社会福祉分野への補助金の交付の問題につきまして、公金その他の公の財産を支出、利用してはならないという憲法 89 条との観点での疑義も出されました。これにつきましては、各省庁ヒアリングの時にもございましたが、所管省庁がございますので、その所管省庁において検討すべき事項であろうと考えております。

それから、税制でございます。29 からずっと 32 まで税目を書いてございますけれども、全体といたしましては、関係省庁等において検討がなされる課題であると考えてございます。

最後のページでございます。最後のページの項目として、資金調達等ということでございます。33 番は、PFI 事業へのファイナンスのことでございます。まず、その事業期間が 30 年ということで、ファイナンスの組成が非常に難しいというお話がありました。事業期間をもっと短くないとなかなかできないというお話です。それから、追加的に出たものとしたしましては、担保のお話がありました。いわゆる浮動担保というのでしょうか、プロジェクトファイナンスの手法における融資や担保に係る技術的、制度的課題を検討すべきというお話もありました。これらにつきましては、やはり今後の金融マーケットの成熟に期待すべき部分であろうと考えております。特にその担保措置について、いまだプロジェクトファイナンスの経験が浅いということもございますので、プロジェクトファイナンスの実績を積み重ねるということで、技術の向上を期待したいと考えております。

それから、個別事業について、客観的な評価、優良度の評価を格付けする機関が必要ではないかというお話もヒアリングの時に出ておりました。社債発行等資金調達の多様性の確保を意識したという指摘でありますれば、これは民間部門にゆだねるべき課題かなと思います。

34、金利変動リスクのお話も出ておりました。まず、入札時から金利固定契約締結までの金利リスクの負担の問題、それから落札から基準金利の決定までが短じか過ぎるという話が出ております。ここについては、適正なリスク分担の観点から、各契約ごとに協議すべき事項だと考えております。例えば、あらかじめ融資契約締結にあわせて変動

金利と固定金利とのスワップ契約を先物ということでスワップ契約を結ぶということもやっている例もあると承知しております。それから、基準金利の決定自体を建物の完工時までには持ち越すということで、金利リスクの回避をさせているという事例もあるということも聞いております。

それから、事業期間の長期化への対応ということで、基準金利の見直しが必要というお話も出ておりました。これについても、各契約ごとに協議すべきものだと考えております。

事例として、金利見直しを盛り込んでいるものもあるということでございます。

それから、35が公的金融のことについても出ております。1つは政策投資銀行の低利融資でございますけれども、入札説明時に取り扱いが明確になるというよう工夫ができないか、それから、追加的に無利子融資の担保措置のあり方についてという問題意識が出されております。それから、ふるさと融資につきましては、この融資の時期の問題について、非常に限られており、柔軟な対応を希望するというお話も出ておりました。これにつきましては、それぞれ指摘された融資機関において融資手続き等の検討を依頼するというようなことで対応することを考えております。

最後でございますが、2つございまして、PFIのあり方ということで、1つはPFIの導入に当たって統一的な導入判断基準を示すことができないかというお話がありました。これにつきましては、各管理者が判断すべき問題と考えております。統一的基準を設定いたしますと、かえってPFI事業の適用可能性の制約となる懸念もございまして。

追加的には、具体事例の成功面、失敗面のベンチマーク情報を提供すべきではないかということもございました。これも、同じようなことで、事例の集積によって、平均的水準が抽出される可能性が出てきますけれども、客観的基準に成り得るかどうかということもございまして。

これも追加的でございますが、インフラ分野のPFI事業が具体化されない状況を踏まえ、インフラ事業促進の視点からの課題整理が必要というお話もありました。これは、聞くところによりますと、土木学会の建設マネジメント委員会で8月中に提言をとりまとめる予定ということでございます。

最後でございますが、情報公開。これは追加的に出たものでございますが、国、地方公共団体において、情報公開のあり方について検討が必要ということが出ました。これ

も、今の先行事例のとりまとめで対応するという事で考えております。

以上でございます。

西野部会長 どうもありがとうございました。

今の、資料1の論点整理と対応策につきまして、質問あるいはご議論をいただきたいと思えます。

A 専門委員 「関係省庁等において検討がなされる」というところが幾つかあるのですが、これはもう関係省庁に対応を完全に任せるとしたことなのか、それとも、対応のあり方について推進委員会からアクションをとっていくのか、どちらなのでしょう。

例えば、今税務上の問題というのが非常に大きな問題になっておりまして、実務上は当局から回答がなかなか得られません。実際にスキームを組んでみないと回答が得られないということで、実務上の困難な壁に当たっている現状がある。そういうときに、当局が、例えば事例とか、もう少し税法から一歩おりて、何か手だてをしていただくと、実務者の方々は非常に助けになるのではないかという気がするのですけれども、その辺の、各省庁と推進委員会との関係というのがどういうスタンスになってくるのかをちょっとお聞きしたいのですけれども。

事務局 今まとめているところは、5ページに挙げております各税の制度についての対応ということで、それぞれの税目について、公共主体と同じような課税体系にしてほしいというお話がヒアリングを通じて出たということもございまして、税目を並べております。これらにつきまして、関係省庁等において検討がなされるという整理しておりますのは、税制改正の通常のプロセスが考えられることから、各省庁などを通じ一定の検討がなされていくという表現を用いているということでございます。

今、A 専門委員がおっしゃったのは、どちらかといいますと、むしろ現行の税制の中での取り扱いをどうするかということで、この資料の整理とちょっと違う部分かなと思っております。A 専門委員のご指摘については、実務的に対応する部分を、どうしたらいいのかという、どちらかという現行税制の運用について、具体的事例に即してどうすべきかということで、我々からみると、いわば日常的な相談業務の一環であろうかなと思えます。ですから、A 専門委員のご指摘については、関係省庁との関係でいえば、制度の運用にかかわる部分のご相談をどう我々が受けとめて、ある程度一般論として、どのように対応するかという問題と思っておりますので、日常の業務の中で、対応でき

る部分是对应していくことになるかと思ひます。

B 専門委員 PFI法の中の推進委员会の役割を改めて読んでいたのですが、法律に書いてあります推進委员会の役割ということからすると、率直に言つて、今日のとりまとは随分受け身になつてゐるなという感じがします。PFI法ができて、当初推進委员会をつつたときの推進委员会の位置づけからすると、こういうことでもいいのかなと思ひます。今のご質問とも関係するのですが、例えば、契約に当たつての留意事項、これはこういうふうに契約しなさいよということで、実務的な話として対応すればいいのでしょうけれども、現実の世界はかなり進んでゐるわけですね。また、プロセスに関するところ、これは制度的な兼ね合いもかなりありますから、プロセスに関するところでは対応するというのであれば、大いに期待したいと思ひます。それから、今ご質問があつたところとも関係しますが、例えば、税制の問題、それから補助金の問題は実際にはかなり大きな問題だと思ひます。例えば補助金のところで、関係省庁で引き続きフォローアップという表現は、推進委员会は関係省庁以外を把握してフォローアップしますよと聞かれます。その点、補助金について、例えばこういうふうにかへた方がいいのではないかということがあれば、むしろそこをリードしていくような役割が推進委员会にはあつたのではないかなという感じがするのです。税制についても、関係省庁において検討がなされるという、人ごとみたいな話ではなく、やはりこういう問題がありますよということを、実際のいろいろなプロジェクトの中で、推進委员会がいろいろな形で把握して、関係省庁にこれをどう考えるのだと、意見するべきではないか。PFI法でも、国の機関の長とか、内閣総理大臣に対して推進委员会はいろいろな意見を言えるわけであり、PFI自体を引っ張っていくというのが推進委员会の役割だと思ひます。

例えば、6ページの金融のファイナンスは非常に重要な話ですが、今後のマーケットの成熟に期待というのではなくて、例えば、PFIを活かすためには金融業界にこういうことを考えることが必要だということを推進委员会がアピールしたり要請したりするべきではないでしょうか。金利変動のリスクについても同様だと思ひます。それから、PFIのリスクも、ちょっとこれは厄介だから、余り触らないでおこうというよりは、やはり何か推進委员会として考えていかないとまずい時期ではないかなという感じがするのです。それが第1点です。

もう1つは、確かにそろそろモニタリングしなければいけない時期かもしれませんが、

モニタリングというのは4ページのところの、実際に事業がスタートした後で、ペナルティの問題がどうなるかという話ですから、モニタリングというのは、確かにもうそろそろやらなければいけない時期かもしれませんが、もっと他に重要な話があるのではないかなという感じもいたします。

以上、2点です。

西野部会長 今、皆さんのところに置いてあります資料の中の基本方針を見ますと、税制上の措置については現行の制度に基づくものを基本としつつ、PFI事業の推進のために必要な措置を検討する、と書いてある。法律の方はもう少し広く書いてあります。税制の場合、推進委員会が何か言って、それが実現につながるのであればいいんですけども、税の問題はいろいろなところにいろいろな大きな組織がありまして、果たしてここで言う方が適切なのかということです。あるいは党税調とか政府税調の動きをもう少し見た方がいいのではないかとということもあって、推進委員会として税について発言を求められている、あるいは推進委員会として税について発言した方がプラスになるという時期を待ちたいという気持ちであります。

B 専門委員 例えば、今日いただいたこのペーパーの対応というところの末尾にはいろいろな末尾があるんですね。「とりまとめる」という末尾と、それから「フォローアップ」という末尾と、「なされる」という人ごとみたいな末尾と、それから「検討を依頼する」という末尾。そういう形でいくと、「検討を依頼する」とはもう完全に推進委員会としてはフォローアップもしませんよ、もうほかの方でやりますからということなのでしょう。これからの推進委員会の役割という点でいきますと、末尾の表現は非常に重要だと思うのです。

ですから、そもそも推進委員会はどういう役割だという話を一遍この時期で考える必要があると思います。税のところはいろいろな議論があったのは重々承知しておりますが、ただ、現段階において、推進委員会は、「税については関係省庁で検討がなされる」と書いてあるにとどまり、「これをフォローアップする」とも書いていないわけですよ。税については推進委員会のマターじゃありませんよという形まで、今決めることが適切かどうかということはちょっと議論しておいた方がいいかなと思うのです。

西野部会長 税も補助金もそうですが、まさにこの委員会の役割だと私自身は思っております。ここにいる人は、恐らく皆さん、PFIを推進しようという方が集まってい

ると思いますし、税や補助金の議論に対して理論武装もできる人がおられると思うのですね。私としては、税について推進委員会として意見することがプラスに働くかマイナスに働くかをもう少し見たいということで、むしろ事務当局が水面下で動いて、いろいろ接触をしてもらっているというのが現実でして、確かに税の問題は推進委員会で取り上げていないのですけれども、一番いい形で実現するには何がいいかということを考えております。税について考えることも推進委員会の役割だという認識は私もきちっと持っている、皆さんも恐らく同じだと思うのですけれども、下手に動いてマイナスになってしまっただけでは、という気がしております。

B 専門委員 もし、この論点の対応案が公表されるとしますと、やはり推進委員会の位置づけはこんなものだという形で、対外的に示すことになります。例えば、第三者が見ると推進委員会というのはこういう役割だな、契約のところについてとりまとめて、あとモニタリングについて若干やると、プロセスについては引き続きやると。そういう位置づけで、例えばファイナンスのところについては、もうマーケットに任せて、ウォッチしますよと。ここはフォローします、ここは人ごと、そういう形で受けとめられかねません。もし対応案が公表されるとすると、推進委員会の役割というのがおのずと浮かんでいきますから、やはりひとつきちっとしておいた方がいいと思うのですね。

以上です。

C 委員 税金の問題というのも多少ありまして、その間のいきさつというのは、ここにいる皆さん全部の方がご存じでないと思うので申し上げますと、本来的には法律で想定しておりますイーコールフットィングで本来書かれるべきだったんでございますが、国と都道府県、市町村、それぞれのレベルの違いがあったり、1つ税を取り仕切っているお役所の方の問題がありまして、結果として、こういう妥協の産物となってしまったんですね。

その延長上で、今の議論を聞いていますと、要するに税金をまけると、まけられないと、そういう議論になるようにしか思えないのですね。実はそれだけじゃなくて、PFIに関しましては、税を扱うときに、まずバリュー・フォー・マネーのときに、税をどうするかという議論がまず最初に当たる問題だったのです。実は地方の方々はそれでまだ困ったままなのです。したがって、その問題をほうっておいたままで、担当分野が異なる官庁に任せるというのは、実は違っておりまして、まずバリュー・フォー・マネー

のときに何が問題になったのか。都道府県の場合ですと、不動産取得税は入るけれども、固定資産税が入らないから、そんな入らないものはあてにできないと、こういう議論もあったのです。そうすると、同じ計算ができないという問題が出てくるのですね。

実はそういうさまざまな問題がありますので、これは一律に今議論できないさまざまな重要な問題を含んでおりますので、ここは任せるとのことじゃなくて、税金を決めるというのは確かに役所に任せます。これはわかります。しかし、PFIの手続きに関して、税金というのは影響があるわけですね。その部分まで任せるといっわけにはいかないわけです。したがって、これは別に専門のワーキンググループか何かで検討すべきということではないかと思われま。

事務局 今のお話ですけれども、事務局の方から申し上げますれば、税につきまして、税制改正の話ということで受けとめておるのですけれども、当審議会、8条委員会で議論していただくことは望ましいことだと思います。ただ、推進委員会でご議論していただく中身の結果として、単に想定でございますが、推進委員会のヒアリングで要望されたことを促進するかしないかという議論になりますれば、今これから検討課題としてある期間を設定して、当委員会でご審議、とりまとめいただくということでございますので、その課題からすると、非常にコンパクトな中身ということになってまいります。そういう意味では、例えば契約についてのとりまとめを、特に標準化するような形でやってほしいという、今の事業がなかなか進まない問題点としていろいろ指摘がございましたので、そういうものにつきまして、まずは優先的に当委員会のところで時間をかけてとりまとめいただくことが望ましいということで、検討課題に上っているわけでございます。

税について、重要性はいろいろなところで、議論もなされております。したがって、我々として、税の取り扱いについて、今どういうことになっておるのかというようなところの、情報につきまして、当委員会にご報告するとか、それから、実は補助金につきましても、フォローアップという言葉で書いてございますけれども、実は補助金の交付について、地方公共団体などから見れば、それぞれの補助金の項目について、補助が出されるのか出されないのかわからないという不確定な状況では困るというようなことがございましたので、当委員会でもご議論がなされたことでございます。それを受けて、我々としては先ほど書いたような形で、事務局としては、関係省庁連絡会

議において、財務省の主計局とご相談をして、補助金交付要綱の見直しを図るということについて、関係省庁に対して要請をしたわけでございます。

ですから、補助金については、もう方向性は決まっておるわけでして、そうすると、当委員会では、補助金についてのフォローがないということであれば、またある適切な時期に補助金交付の仕方がどうなっておるのかということについて、事務局として、きちとした形で情報を推進委員会へ提示するというようなことでの対応が今日の議論かと考えております。

B 専門委員 わかりました。これは舌足らずなのですね。補助金については、関係省庁について検討がなされたという経緯があって、そういう状況なので、これについてはとりあえずその関係省庁の検討を見守りたいということですよ。人ごとみたいな話じゃないわけですね。今のご説明を聞くと。

ですから、対応案が出されると、やはり推進委員会というのはかなり受け身になっちゃったなという印象を与えるのではないのでしょうか、今、A 専門委員がおっしゃったように。標準契約書をつくるという、非常に重要な話はやりますよと。ただ、ほかについてはかなり受け身で、例えば、ファイナンスももうマーケットでやってくれと。そういう話だから、推進委員会の位置づけ、実は世の中も推進委員会というのは今どうなっているのだろうという声が結構あるわけですよ。その中で、例えば、我々として今推進会議はこういうふうに認識していて、こういうことをやるのだということを明確に言えばいいわけです。ちょっと対応案は、1 行にも足りないような文章なので、ちょっと舌足らずですね。

だから、全体として課題に対する委員会としての対応をきちっと対応案の中で認識して、とりあえず 14 年度はこういうことをやりましょうと。金融についてもマーケットに任せて知らないよではなくて、横目でにらんでいますよと、そういう形を常にやって、推進委員会の位置づけを明確にしないと、やはり P F I 法からするとかなり受け身だという印象をとられかねませんということを申し上げたのですが。

西野部会長 そういうことで、今の話題はよろしゅうございますでしょうか。

私と山内部会長と、事務局で直せるものは多少手を入れたいと思うのですが、そういうことで、今の件はご了解いただきたい。

D 専門委員 今の各省庁云々の部分については、基本的には了解いたしました。

ただ、委員会について、私もいろいろな民間の団体等でも関与しておりますけれども、今のB専門委員のおっしゃるとおりでありまして、推進委員会はどうなったのかなという意味での推進委員会の存在感がだんだん薄れているということが感じられているということはひとつ申し上げておきます。

それにも絡んできますけれども、いろいろな種類の対応の中で、伺っていて1つ思ったのは、今話題になったものとはまた別に、各管理者の判断にゆだねるべき事項というのがございます。確かにそのとおりではあると思います、究極は。ただ、今まで50幾つ案件があって、どんどんふえてきている中で、すべて各管理者の判断にゆだねられてきたわけでありまして。その中で問題として提起されているものですから、やはり、究極は管理者の判断であることは間違いないかとは思いますが、やはり委員会として意見を吸い上げる中で出てきた問題ですから、やはり何か方向を示しながら、最終的には管理者が判断するというプロセスが必要なのでは。要は駆け込み寺ではありませんけれども、何か意見が上がってきて課題認識として提示されたものを、これは各管理者の判断ですよというのでは、やはり多少問題かなというふうに思います。

E専門委員 後でご説明があると思いますが、法制度上の課題をどう検討されるのでしょうか。どういう体制で結果を委員会にフィードされるのでしょうか。ご説明願いたいと思います。

例えば、公の施設、公物管理と申しまして、検討されることは結構ですが、もし検討するのであれば、国賠法との関係並びに災害復旧法との関係を必ず触れざるを得ない。また、行政財産のかかわり方という考え方もございます。これらを検討されますと、恐らく実務上の契約要素にもかかわってくるということから、やはり委員会へのフィードバックとご検討が必要じゃないかと思えます。

それと、皆さんのお考えとほとんど同じでございますが、資料1の左側の項目はよくまとめられていると思いますが、右側の項目については、表現も含めまして、若干再考すべき点があるのではないかと思います。詳しくは、あるいは書面でもって出すことも可能でございますが、若干例示を申し上げますと、例えば、2ページ目の不可抗力等々につきましては、保険だけの問題ではございませんでして、当然のことながら、契約上の留意事項にもなり得る、いろいろな選択肢をどういうふうに提示するかとか、工夫した書きぶりや仕分け方によって、ワーキングでどういう方向を検討されるのかという考

えが明確に出てくるのではないかと思います。

例えば、3ページ目の17番目の事項は、果たして各管理者が個別に判断すべき事項でしょうか。この問題は、左側の項目は昨年度の法改正に伴いまして、合築のあり方や行政財産のあり方、実務的なあり方、管理者等が何を判断されるべきか、実務的な基準とか、法解釈のあり方など、解釈はできないと思いますが、一定程度の考え方を提起すべきではないでしょうか。

それとか、4ページ目、22番。若干、奇異に感じますのは、これはモニタリングでしょうか、私の理解が足りないのかもしれませんが。ここに書いていますのは、パフォーマンス・メジャーメント、即ち性能発注のあり方をどういう形で契約メカニズムに落とし込むのかということでしょう。実は、これは反側面では、契約実務の考え方でもあるし、契約にもリンクしてくるわけですが、そういうインターフェイスの問題が存在する場合には、モニタリングという書き方が果たしていいのでしょうか。実はこれは非常に重要なところでございまして、ぜひとも検討しなきゃいけないわけです。そういう仕分けのあり方、説明のあり方で、先ほどB先生がおっしゃいましたけれども、推進委員会がどこまで真剣に、いかなる問題をどこまで深く掘り下げるのかという課題が出てくるのではないかと思います。

例えば、27番のバリュー・フォー・マネーも、事例というよりも、例えばベストプラクティスみたいな考え方をもう少し前向きに出すことによって、一定の意思、皆さんのご判断の意思を評価することもできるのではないかと思います。

それと、例えば公会計のあり方なんていうのも、本来実務手順的には一定程度ご検討されるべき課題かなというふうに思います。

33番、6ページ目ですが、例えばここも本当にマーケットにゆだねるだけでいいのでしょうか。実は、私これはちょっと失礼じゃないかと思うのは、日本には優秀な金融機関がおられます。プロジェクトファイナンスの経験がないとうことはあり得ない。恐らくプレイヤーも金融機関の方々も、何が問題か、マーケットで何が起きているかというのは正確に認知しているわけですし、これが制度的課題につながっている。制度的な課題も存在するというのは明確じゃないでしょうか。例えば、単純にマーケットの成熟に期待するというだけで、推進委員会にその役割が期待されるPFIの推進という目的が果たされるのでしょうか。右側の文章をもう少し再考していただいて、できる限り前

向きなご判断とともに、どういう立場で何をご検討されるのかを明示的に記載された方がより前向きじゃないかと思います。

そういった意味におきましては、足りない点につきましては、後刻メモにでも出させていただきます。

西野部会長 いかかでしょうか。今のE専門委員の話はよくわかっておりまして、また、後ほどの議論になるかと思いますが、契約を考えるときに、対応案の整理の中で入っていないなくても、当然そこで取り上げてもらっていいものが私はあると思うのですね。私自身も少し気がついておりますし、その意味では、とりあえずこういう形で仕事をしたいということと、その中で、できる範囲のことは、ここの書き方によらず、ワーキンググループができた中で検討していただくというのが必然じゃないかと思っております。

事務局 今の最後のところ、西野部会長がおっしゃるとおりでございまして、事務的に今まで提案された論点をどう整理し、そして、追加的にも幾つか論点をいただきました。これを整理して、結果として、当委員会でお願すべき課題の項目としては何が優先的に取り上げるべきものだろうかという、一種の結果のところは浮き彫りにできるような形で、この整理表をつくっておるものですから、確かに1つ1つの課題のところの対応として、先ほどE専門委員がおっしゃるような、例えば事業実施後の設計変更の問題だとか、性能発注と仕様との関係で、非常に難しい問題があるとすれば、それがモニタリングという項目でいいかどうかというところは確かにあると思います。そういうところにつきましては、西野部会長もおっしゃいましたように、今案として挙げられています契約に当たっての留意事項であるとか、あるいは入札のプロセスであるとか、場合によってはモニタリングのところはどういう形で、関連する部分もあると思いますので、どういうところでどういう形で課題として取り上げたらいいのかということについてご意見をいただきながら、ワーキングの中の検討課題、これからまさに詰めるところでありますので、漏れのないようにしていくことが大切だと思っております。事務局の整理の仕方の悪いところは直すというような形にして、事務局として大切なことと思っておりますのは、今後の課題を何に設定し、漏れのないように何をご議論を取りまとめていただくかということが大切というふうに思っております。

B専門委員 わかりますが、ただ対外的な推進委員会は契約をちゃんと結びましょう委員会、モニタリングをちゃんとやりましょう委員会になってしまった委員会という形

で対外的に受けとめられるのはまずいと思うのですね。そもそも制度的にどういう形で P F I をちゃんと日本の中で推進していくのか、そのところが一番足の置き場だと思うのです。そこだけちょっと誤解がないようにしていただきたいと思います。

西野部会長 その点については、私は誤解をしていないつもりであります。

F 専門委員 いきなり小さい話へ戻って恐縮ですが、私は委員をやってまだ半年たっておりませんので、過去の経緯等で間違えていたらお許しいただきたいのですけれども、いわゆるインフラの税制や法制という事業遂行の基盤になるものと、今までヒアリングでまとめられたものを読んでおりますと、叫びのようなものが私には感じられます。例えば地方公共団体に契約交渉をする人がいないというのは、実務としてなかなか地方公共団体の方々が P F I に入ってこれないというところがあるわけですね。いろいろ時間もかかるだろうし、面倒くさいだろうしといったことで、これを他国の場合はどうしているかという、イギリスの場合はタスクフォースからはもっと進んで、パートナーシップ U K や O G C が設置されていますし、お隣の韓国では P I C K O (Private Infrastructure Investment Center of Korea の略) が設立されていますね。そういった実際の実務をそばに行って助けてやるというような公の機関が非常に威力を発揮しているわけです。今までそういった話題は、論点整理にも出てきていませんけれども、随所にその必要性が感じられるのですね。そういったものは非常に重要だと思いますので、今回ここにもぜひ入れるべきであろうし、あるいはもしそういう主張を今までどなたもされてないのであれば、改めて私はここで主張させていただきたいと考えます。

実際に地方公共団体や各省庁のお話を聞きましたけれども、どうもピントが外れているところがある。要するに、初めてやるわけですからスムーズにいかんわけですよ。そこをどうやって助けてやるかという、いわゆる公の機関があってもいいじゃないかと、それを我々はなぜこの推進委員会で提唱しないのかなというのが疑問なのです。今まで実際に結構な事例も出てきましたし、これから本格化するに当たって、あれこれ悩みながらやるよりも素早く短期間で効率よく P F I に取りかけられるのであればそれに越したことはないし、ある程度経験も積みましたから、イギリスのタスクフォースのようなものをつくってもいいだろうし、彼らはそれを脱却して次のステップまで行っていますけれども、韓国でも P P I という制度ができています。韓国の P I C K O は、公の契約の交渉まで入っているわけですね。そういった機関というのは日本にはどこにあ

るのだろうと、どこにもないのですね。

西野部会長 いかがでしょうか。

もしなければ、時間の制約がありますので、先に進ませていただければ、後で必要があれば戻りたいと思いますが、これは非常に大事な問題であるとわかっておりますので、よろしいございますでしょうか。

それでは、いろいろご意見をいただきましたが、今日いろいろなことがございますので、こういう方向で進めるということで次の話題に入らせていただきたいと思います。

資料のあり方その他は少し私と山内部会長に任せていただいて、公開するときに訂正した方がいいところは訂正させていただくということでご了解いただけますでしょうか。

(了解)

ありがとうございました。

続きまして、私からワーキンググループの設置についてご説明をいたします。

ワーキンググループの設置要綱(案)は資料2でございます。各ワーキンググループの座長については、皆様にご異存がなければ山内部会長にモニタリングのワーキンググループの座長を、前田部会長代理に契約のワーキンググループの座長をお願いしたいと思っております。

C委員 なぜ私が外れているのですか。

西野部会長 今は座長でございます。

C委員 座長じゃなくて、メンバーから。

西野部会長 メンバーの話はその次にさせていただきます。今はとりあえず。

C委員 どういう経緯で選ばれたんですか。

西野部会長 座長をお願いするのにこのお二方が適当かと。

C委員 座長はいいのですが。

西野部会長 ですから、それはこの後の話題で。

C委員 部会長が選んだのですか。

西野部会長 ということで、山内部会長と前田委員にお願いできますでしょうか。

(了解)

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

C委員 ちょっとよろしいですか。

前回の部会の選択の方法がございまして、そのときにいろいろな議論がありましたので、それを踏まえてやっていただきたいのでございまして、私が外れていることも含めまして、これはどうもそうならないのではないのでしょうか。

あのときはまず全員の意見なり希望を聞いて、それを整理して、それから入ったはずですよ、前は。

西野部会長 メンバーですか。

Ｃ委員 ええ。

私は意見を一回も聞かれてませんし、この話も今日初めて聞いたのですが。

西野部会長 そういうことは聞いておりませんが。

Ｃ委員 そのときに実は約束があるのですよ。だから、私は申し上げているのでね。前回、3つのワーキンググループがあったんでございまして、全部終わってないのですよ。途中経過もあるのですね。しょうがないから出しましょうということでもありますから、これはしょうがないので、その継続の問題もございましてけれども、そのときに私について、私だけじゃないんですから、専門委員でもおやめになった方もいますけれども、いろいろな意見、希望があって、それではそういうことをやりましょうという事務局と合意のもとで、それでメンバーというのは決まったんですよ。全くその間の経緯というのは無視されているのですね。

西野部会長 とりあえず、部会長ときちっとワーキンググループへ出ていただくという意味で専門委員を選びました。ただし、この前と同じように、委員の方、あるいは専門委員の方はご希望に応じてご案内を差し上げて自由に出ていただきますというふうに考えております。それもこの間の時の多少手続は違うかもしれませんが。

Ｃ委員 手続的に見ますと、合同部会というのは何も決定権限ないんですよ。当初に前回のときも委員会で議論があって、どういうことを言いましょうという合意があった上で、メンバーの希望も聞いたりとか、今回は決定方式がちょっとおかしいんじゃないかと私は思います。合同部会といいますのは、どういう立場なのか、合同部会というのを法律的に説明していただきたいと思いますね、その存在価値といいますか、資格があるのか。

西野部会長 ワーキンググループは仕事をするとと理解をしております。

Ｃ委員 それは委員会としての活動だと思いますね。

西野部会長 それは委員会としての活動でございまして。

Ｃ委員 合同部会といいますのは、法律を見ていただきますとわかりますが、部会というのは2つございます。分野について分かれているわけですね。だから、それはそれなりに根拠があるわけです。合同部会は決定じゃなくて、共通のことをただやった方が便利だからということだけの私は記憶ではそういうことで開かれただけだと思いますよ、法律的にはそれぞれの部会が別々にあるわけですから。

西野部会長 私の理解は、委員会を開くというのは大変で、最終的には委員会に上がるのですが、その前にいろいろな作業があると。従来の3つのガイドラインに引き続く2つのガイドラインと、それから法律的な範囲で少し勉強することは研究として勉強しよう。それから、この間つくったガイドラインも、これはまず第1版でありまして、時期が来れば改定をするということになっていると考えております。

Ｃ委員 改定もさることながら、計画をしていることを明確に認識して終わった部会もでございますよ。

西野部会長 それも知っております。その意味では、積み残しの部分も踏まえまして、改定も含めまして、3つについても早く取り上げたいとは考えております。その前に、新しいヒアリングの結果としてこの2つが大事であろうという認識で、前の3つのワーキンググループに続くワーキンググループという位置づけでございます。

Ｃ委員 私はこの2つを検討するのが反対だなんて思いません。別にそれを反対するわけじゃない。ただ、前回の議論の過程で積み残してあった部分をはっきりと認識した上で、ではどうしましょうかということがあったわけなんですね。しかし、それも含めて、前回の委員会で議論をしてやっているんですよ。委員会としての活動でございますから、ただ細かいことは部会に落とし、部会からワーキンググループに落としと、そういうことで非常にわかりやすく議論を落としていって議論したんだと思いますよ。今回については、私はこの間の経緯について、法律的にどういう権限に基づいて、手続に基づいてやったのか、説明を求めますね。前回までのことが非常にわかりませんし、前回のをほったらかしにしたままでいくのかどうかですね。

事務局 ちょっと補足させていただきますけれども、まず当部会において……。

Ｃ委員 当部会というのは何部会ですか。

事務局 合同部会でございます。

Ｃ委員 合同部会というのは、法律的にどこに規定されていますか。

事務局 部会の規定はございますので、部会が2つ合わさったものという理解でございます。

Ｃ委員 それぞれ別々にまずあるということですか。

事務局 ええ、それが今同時に開かれているということでございます。

その部会において、何を検討すべきであるかというのをまず今年の7月の委員会で。

Ｃ委員 委員会ですか、部会ですか、今よくわかりませんが。

事務局 正確に言いますと、今年の7月の末の委員会におきまして、この委員会で何を検討し、何をどういう形で検討体制を組むのかということについて、まず部会で議論してほしいということを委員長がおっしゃられまして、それで部会で何を検討課題として抽出し、どういう検討体制で行うかということについて、部会で審議を行うということが始まりました。それが第1回目がたしか委員改選後だったと思いますけれども、10月から始まったという理解でございます。

Ｃ委員 それはヒアリングの話をも具体的には言っているんですか。

事務局 はい。ということで、それで今までヒアリングを行い、ヒアリングで抽出された、提案された課題が今上がってきているわけです。ヒアリングで提起された課題はまだヒアリングで参加者が何を言ったのかということだけであり、推進委員会の検討課題になっておりませんので、それを今検討課題という形で抽出するとすれば、どういうことが考えられるかという案が今日初めて出されたわけでございます。委員会の付託を受けて。

Ｃ委員 仮にそうだとしまして、これは提案する内容を議論するだけの会だということでございますね、今のお話ですと。決定する会議じゃありませんね。

事務局 それで、委員長から部会に付託されたのは検討課題としてふさわしいものを検討するというのと、検討体制はどうあるべきかという2つについて、部会レベルで検討してほしいということが言われたものですから、委員改選後にヒアリングから始めて、まず付託された当部会で検討課題として何を取り上げるべきかということが今日初めて議題に上ったということです。

Ｃ委員 もしそうであれば、私は提案したいのですが、前回、これはおとしになるわけでございますけれども、いろいろ議論して、もちろんそのときでは詰め切れなかった課題も結構ありまして、それはとりあえず置いておいて、ガイドラインを3つ出しま

しょうということで出したわけですね。特にリスクなんかはかなりの部分そのまま放つてあるわけですよ。バリュー・フォー・マネーにつきましても、キャッシュフローに関して見ましたら、余り詰めてない段階で出したわけですね。そういうことについては、ずっとここにひっかかっているわけです。本当は委員会として早く出してやらなければ、地方にしる皆さん待っていたわけですから、そういう議論をそのまま何も議論しないで、新しいものを2つだけと、私はまずその対応の仕方に疑問を感じるということと、手続的にともかく委員会を通じて議論をして、一応委員会で全部承認してやったわけですね。そのときに、もう2年前ですけれども、積み残しというのは課題はわかっているわけです。それは中身は多少違っているものも税金の問題もありました。入札の問題もありました。この大きな問題というのは、実はそのときからかなり積み残してきているわけです。そうしましたら、まず従来あったワーキンググループ、各部会、部会というのは分野別に決まっているわけです。例の問題かもしれませんけれども、そこをそのまま放擲した形で新たにただ部会でやりましょうというのは、ちょっと私は賛成しかねるのですが。

西野部会長 ごもったもな意見だと今思っています。ヒアリングを始めたものですから、提案された課題について対応できるものは対応したい、これは当然ご了解いただけると思うのです。

それから、以前に出された3つのガイドラインについて、いつか見直しをするというのは当然でございますが、逆にC委員からの発言はワーキンググループの継続といいですか、改定版作成に向けた議論といいですか、ワーキンググループを並列にやると解してよろしゅうございますか。ヒアリングをやっていますから、ヒアリングで出る問題は何らかの委員会として対応をしたいということには当然ご理解をいただけると思うのですが。

C委員 もしそうだとしますと、モニタリング、これはペナルティーなんかの問題にかかわってくるのだらうと思えますけれども、あるいは契約は契約そのものですね。契約についても標準契約をするのかしないのかという議論も途中で打ちどめになったという記憶がありますけれども、そこまで出すのかどうかの議論も必要だらうと思えます。

そうしますと、前に議論しているわけでございます。そこで、途中でとりあえず終えたというかとめて、出すものを出したという経緯もあるわけです。だから、そののとこ

るからまた戻して議論すべきなんじゃないでしょうか。

西野部会長 契約については、実はもともと部会の3つのワーキンググループの中に入っていたのです。契約について検討されないまま、3つのワーキンググループに積み残しもあるという意味では、まさにあのときのワーキンググループの仕事でもあるのかも知れません。モニタリングについてはヒアリングをしている過程で新しく出てきた一つの話題であります。私は先ほどの事務方の説明は正しいと思うのですが、私自身はこの委員会ができたときに、まだPFIについての問題が余りはっきりしない段階だったこともあり、PFIの推進部会と評価部会で全体の問題をカバーできる、その2つの部会ですべての問題を扱えるのではないかと判断しておりました。合同部会は、委員長がいつも委員会へ出てくるというのは大変なものですから、実質的に委員会に近い形で全員が集まって全体の問題について議論をすることをもって開かれていると考えております。そういったことから、委員会の下にできている推進部会と評価部会に割り振ってワーキンググループをつくるよりは、全体としてつまり合同部会の下にワーキンググループをつくった方がいいという認識で対応をまいりました。したがって、ヒアリングを受けて、前から全くの積み残しになっていた契約の問題を取り上げるとともに、新たに合同部会の下にワーキンググループを設けてモニタリングの議論を取り上げようと考えております。

それから、これは事務方の負担がどのくらいかということになりますけれども、負担が軽くて、できるのであれば同時に前回の積み残しも踏まえまして、3つのガイドラインを同時並行にしてもいいと思うのですけれども、事務方もかなり仕事が厳しいので、今日ご説明した2つのワーキンググループが終わってから、もう一度もとの3つワーキンググループでの議論の見直しに行くのがいいかと、個人的には考えております。

C委員 同時に進めることにつきましては、正直言いましてモニタリングはいろいろな側面がありますので、一概には言い切れないのですけれども、前の議論の延長上のもものもございますし、確かにペナルティーをどこまでやるかというのは、前はそこまでいっていませんから、これは新たなものにすべきなのかどうか、むしろこれは契約の問題になりますので、そういうとらえ方がどうかわかりませんが、むしろバリュー・フォー・マネーの延長上でモニタリングをどうするかという議論は前の積み残しでそのままになっていたのだらうと思います。それを例えば計数的にどういうふうにしてやるかと

いうのも、受け皿として何もセットしていませんし、どこもないわけですよ。その辺も議論のままになっていますので、そちらの側面言えば延長上だろうと思います。ただ、いずれにしても法律の上で部会が2つありまして、大きくいけば2つに分かれると、共通の部分はあるから合同部会は別に私も反対するわけじゃないんですけれども、それぞれ専門的にテーマを継続的にやっていきませんと、やりっぱなしになってしまったり、あれは一体どうなっているんだというふうな議論にどうしてもなってしまうんだと思うんですね。

西野部会長 私が申し上げましたように、このワーキンググループの作業を見てから、しかるべき段階で以前に出された3つのガイドラインの見直しを提案したいと思っておりましたが、それらを並行して行うということであれば、今話していただいて結構でございます。

C委員 契約なんかについては、あのときでも例えばH先生なんかも標準的な契約をするのかどうかというところでご議論があったのだらうと思います。今回も一人でこのテーマが出てきてしまえばそういう議論がまずあるのかなと思いますので、これは共通のことだらうと思います。ただ、どこの部会でどういう格好でやるかという体制の問題だらうと思います。ただ、モニタリングについてはいろいろな切り方に違いがありますので、いずれにしても前に積み残したものをもう一遍さらって、それで一緒になるのかならないのか、そういう見方は一度整理しておく方がよろしいのではないのでしょうか。

西野部会長 それであれば、契約についてもモニタリングについても、検討が終わった段階で、B専門委員その他何人かから出ましたPFIの推進のために推進委員会がどうあるべきかという本質論に真っ正面から踏み込むのかどうかもう少しお考えをいただいた上で、一度検討をしたいと思います。

B専門委員 確認させていただきたいのですが、資料のワーキングの設置についての2番のところに、平成14年の末を目途に合同部会に報告するとあるが、平成14年度の残りの推進委員会の活動はこのワーキングだけの活動になるのですか。合同部会はもう開かないということですか。この2つのワーキンググループが中心的な推進委員会の作業の場になるのですね。

事務局 事務案としては、作業自体はもちろんワーキンググループというのを設置しますので、ワーキンググループでやるわけですが、あるまとまった段階で合同部会の方

にご報告した方がいいということであれば、適宜合同部会でご報告して、方向性についてご議論いただきます。

B 専門委員 そこはいいんですけども、そうすると 14 年度中はこのワーキンググループの作業を合同部会としては待つということになりますか。

事務局 作業自体は年末に中間取りまとめをやるべく作業をするというのが今の予定ですけども、当然その途中段階でワーキンググループの議論がこういう方向になりつつあるけれども、いかがかということは多分座長の方から合同部会の場で説明することになると思います。

B 専門委員 要するに、合同部会がワーキングの報告を受けるのを待つということですね。

西野部会長 皆さんお忙しい方ですから、何度も全体で集まるのは難しいと思いますが、合同部会を途中で開き議論を行うことは考えております。必要であれば回数を多くするということもありえます。

B 専門委員 ちょっとそこだけきちんとしてほしいのですが、先ほど申し上げたように、モニタリングと契約、私はちょっとモニタリングっていまだにぴたっとこないのですが、先ほど説明のあったモニタリングに対するガイドラインの作成が本当のモニタリングと言えるかどうか、ちょっとわかりません。また、イギリスのモニタリングで最大のものは V F M のモニタリングです。イギリスの場合には、検査院がやっているわけですね。N A O がやっているわけですね。ですから、モニタリングをワーキンググループでやるとすれば、前の V F M の検討の延長をやりますよね。モニタリングでもう一遍 V F M に直して検証することで、イギリスでは常に V F M を議論しているわけです。我々は前の議論で V F M について議論を尽くしたと思ってないわけです。V F M をモニタリングを含めてやるということであれば、非常にやる意味があると思うのです。ここに書いてあるのがちょっと違うものですからそれはわからないのですが。それから、契約については、例えば標準契約書をつくらうとすれば、恐らく 10 ケースぐらい出てくるのです。いろいろな B O T とか B T O とか、いろいろな形をして、それはそれでやるとして、ただ合同部会というのはこういう時期には、全体的な動きについて、2 つのワーキンググループの結論を待つということよりは、今全体の P F I がどういうふうになるのかという形を常にウォッチするという役割がないと、今から 9 カ月間、8 カ月間はワーキン

グループの結論をずっと待ちますよという形では、ちょっといかがか。

それから、もう一つは下にあります西野先生とG先生が行う研究アドバイザーは、非常に重要なテーマを扱うわけですが、これは、事務局にアドバイスしておやりになるということか。

西野部会長 一応、現行の法体系がどうなっていて、どこにボトルネックがあるかというのを調べていただいて、それに対して方針としてはどういう形がPFIの推進のために好ましいか、アドバイスをしながら、その可能性を探るというふうなつもりであります。

C委員 ちょっとよろしいですか、このメンバー構成も前回の部会がありまして、ワーキンググループがございましたね。これとはっきりと違うと思うのですね。前はそれぞれが専門の分野の方が集まって、委員、専門委員にかかわらず参加しているのですよ。今回、なぜそれを排除しているのですか。

西野部会長 特に排除をしているわけではないです。

C委員 排除していますよ、私に一回も相談ないんですから。そのときの今事務局の方はどなたもおられないかもしれませんが、きちとはっきりと私に約束されたんですよ。これこれこういうテーマで私は関心があると、そうしたら参加していただきます、そのときはお声をかけます。つまりすべての会合には私は参加させるということを事務局の方がおっしゃったのですよ。

西野部会長 私は参加するのは知っています。

C委員 メンバーとしてですよ。メンバーとして参加するのだけれども、形式的には私は評価部会の方になるので、そちらでオブザーバーのメンバーとして入れますよという話もありましたよ。つまり今回の要するに私だけの問題じゃなくて、それは私だけではないのです。両方委員の方もおられます。H委員は両方委員ですよ。そういうこともあったのですよ。ですから、前回となぜそういう構成なり、編成方法を変えられるのか、その理由をお聞きしたいですよ。前と同じようにやっていただきたいと思うのですが。

西野部会長 これは私の一存で決めるわけではありません。委員本人の問題でありまして、私としては入っていただくことには全然抵抗ございません。どうぞ今日の名簿案はたたき台ということで。

Ｃ委員 ということはわかりません、声をかけてないのですから。

西野部会長 今日がその場なのです。公式の場です。普通は根回しがあるものかもしれませんが。

事務局 事務局の方で補足させていただきます。まず、検討課題につきましては、先ほど申し上げたお話でございまして、今ヒアリングという形を通じて、プロジェクトに取りかかっている事業主体、それから地方公共団体、両方集まって頂いて何が課題かということをお聞きして、それから検討課題の整理が始まったわけでございます。そして、今日初めて検討結果の整理をしてお見せしているわけでありまして、課題の整理自体に過不足があるということであれば今日ご議論していただきたい。今挙げられています契約の問題、それからモニタリングの問題、それから、入札の問題、それから公物管理の問題、公の施設、こういったものがホットイシューとしてヒアリングの結果浮かび上がってございますけれども、もし仮にそれ以外の課題ということで重要性や緊急度の高いものがあるということであれば、まさにそれが今日の審議の中身ということになります。

もう一つ、例えば、モニタリングを取りまとめるに当たって、関連するものとして、例えばVFMの検証問題があるということであれば、それはモニタリングのワーキンググループで何をやるのかという検討課題の中身の議論であり、これからきちっと決めなければなりません。先ほど申し上げた契約の留意事項についても、その中で検討すべき事例は何かということもございまして。本日は、今、当委員会として優先的に取り上げるべき検討課題は何かということをご議論していただく会であろうと思います。

Ｃ委員 もしそうであれば提案します。前回積み残したのをまず洗ってください。その方が先ですよ。今までペンディングになっていたのですから、それでこれもほとんど共通している項目ですよ。

事務局 それであれば、まず今の4つばかり案として提案させていただいた項目、2つの取りまとめるテーマと、2つの研究すべきテーマがありますけれども、前回との積み残しとの関連でどういう形で議論できるかということになりましょう。ご議論できるものはその中で引き続きご議論していただきますし、どうしてもその中にも入らないということは別途検討することとなりましょう。

Ｃ委員 それと、もう一つむしろ実はテーマの中身というよりも、先ほど言われましたけれども、委員会は何をやっているのですかという問題に実はつながるのですよ。既

にテーマがあって、議論をして、なぜ全部各省の連絡協議会にみんな任せるような格好で終わっちゃうのですかと、そういうことですよ。テーマとしてみんな認識していて、これは議論しなきゃならないと。入れかえをするのは結構ですけども、各部会ごとにむしろ義務的に検討しなきゃならないと、各地方自治体にしろ、あるいは今度は独立行政法人になるにしても、それぞれ課題を抱えているわけですよ。どうしたらいいだろうかと、昨日今日ではないのですね。もう2年ぐらい棚ざらしになっていると私は見ているのです。そういう問題があるにもかかわらず、各省というのはむしろ委員会での議論をご連絡申し上げるという意味では意味があるかもしれないけれども、その議論の中身をそこに任せるべきものではないはずですよ。法律なり令なりを読めばわかる。まず、委員会で議論をすると、そこのおくれているのですよ。僕は何が問題かというところあるかもしれませんが、手続きについてちょっと問題があるのではないかと思っています。

西野部会長 今日はいよいよ今年度の終わりぐらいまで何をやるかという話題で、たたき台としてこの2つが出たわけです。

C委員 もしそれを言うなら、今までなぜ進まなかったのかという議論になってしまいますよ。

西野部会長 当委員会は、普通の審議会に比べますと8条委員会ということで重い審議会なのですね。ところが3条委員会ほど強制力はないわけです。本質的な議論をしてたとしても、いろいろなところの抵抗に遭って、結果としてPFIの推進にマイナスになるのではないかと心配をしております。C委員のほかにも何人か私の書いた税制の論文を読んでおられると思います。税制も、公物管理の件も、非常に大事だということをお認めしております。公物管理についての扱いを研究会という形で取り組む方がいいというのは、もう少し我々は地道に詰めた上で、委員会として提言について検討することが良いのではと判断したからです。提言できる権限が推進委員会にはあるのですね、総理をはじめ、各省の長に対して。提言を直ぐにする方がいいのかどうかということ等を考えまして、今までの案でまだワーキンググループのレベルで進めていった方がいいのではと考えました。今日、皆さんの意見を聞いておきますと、これだけ課題があるのではないかと認識は多分ほとんど一致していると思うのですね。

C委員 前回のあれがありますから、委員会レベルで委員会としての決定でなくても、

僕は部会がそれぞれの分野ごとのテーマについては議論する場がございますから、要するにむしろはっきり申し上げますと、今までこの委員会が出来て3年以上になりますね。一回も部会が開かれてないという事実について何と答えるかなんですよ。一回も開かれてないですよ。一回もないですよ。合同部会は開かれていますけれども、部会というのは一回も開かれていませんよ。私はすべての委員会に出ていますから。

部会はそれだけの義務があるわけですから、ちゃんとテーマも定められているわけですから、そこでどうするかというのを議論していいだろうと思うのですよ、今までの積み残しのテーマっていっぱいあるわけですから。合同部会といいますのは、むしろ共通のテーマであるから便宜的にやりましょうということで開かれたと私の記憶でございますけれども、本来的に言えば契約とか、そういう入札手続等が要するに推進部会で議論されるべきテーマでございますし、バリュー・フォー・マネー等については、評価部会で議論されるべきことだろうと思いますよ。

それで、中にはリスクをどうするか、契約の中に落とし込むかというようなことについては、共通ですから、これは合同部会でいいかもしれませんが、本来的にはそれぞれの部会できちっと議論が進められてなければいけないことだったのですよ。はっきり申し上げれば、平成10年でございますか、最初の議論がスタートしているのは。それから一度は法律上必要になる部分だと思えますけれども、部会というの定義があったにもかかわらず、一回も開かれてないということの方がむしろ問題だろうと思うのです。今また前回一応3つのガイドラインを出したと、そのときの経緯もあるにもかかわらず、そこをぼんとうってきたままでぼんとうやって、はっきり言えばこれは私を外しているのですよ。そういう進め方が私は問題じゃないですかということを申し上げたいです。

事務局 C委員の方からご指摘がございましたが、まずおっしゃるとおり、いわゆる部会が2つ、事業推進部会、評価基準部会と設けられておりまして、単独での開催というのはそれぞれの部会にないことは事実でございます。

C委員 なぜですか、お聞きしたいですね。それは明らかに開催されることを期待されて書かれているのですよ。

事務局 ただ、それは従来内容的に相当広範囲であったので、両部会の合同で審議した方がいいという理解のもとに、合同部会ということで開催されているわけでございます。それぞれの内容に即した部会の開催ということになりますれば、それは単独での

開催があり得べしということになります。

Ｃ委員 あり得べしなのになぜ開かれてないのですか、それについてお聞きしたいですね。

事務局 内容的に相当両方に共通するような事項が多いということで、合同部会という形で開催されているものです。

Ｃ委員 契約ということが評価部会で検討すべきテーマですか、入札手続が。私はそうだと思いますけれども。

事務局 委員おっしゃるように、単独の部会の開催ということは別段否定するものでも何でもございませんので、各部長ともご相談の上、単独部会で開催するというのであれば、単独部会での開催も可能であります。

Ｃ委員 まずそれがあべきなんじゃないでしょうか。

事務局 恐らく、当委員会の設立当初、緊急的に基本方針の策定、あるいはガイドラインを整備する必要があった一方で、現実的なことを申しますと、委員の方々の人数が非常に少数の委員会とこの委員会はなっておりました。定足数の関係等で単独部会での開催がなかなか実現できない部分もありましたし、また先ほど申しました両部会に共通的な事項を審議する必要があるということで、合同部会という形で従来は開催させていただいているものと理解しております。

したがって、委員ご指摘のように、合同部会をやめて単独でやるということは…。

Ｃ委員 私はやめてということは一言も申し上げておりませんよ。共通のテーマだからということで開いたというのが私の記憶にあるのです。共通でないというテーマもあったのです。

事務局 ですから、本日はまさに皆様方からいろいろなご意見をお伺いし、前回までは地方公共団体、民間の方々、各省からのヒアリングを行うということで、合同部会を開催しているわけですね。テーマを決めていただきまして、今後、部会を単独でやった方がよければ単独でやるということは、別段私どもも否定するつもりはございません。従来のヒアリングについては、それぞれの部会でやるということが、余り効率的ではないのではないかということで合同の部会で開催させていただいているわけでございます。

西野部会長 私自身も9人のメンバーの一人ですが、部会を分けて開催するよりも、当委員会で扱うべき事柄は非常に共通の課題が多いですし、あるいは共通ではなくても

他の委員の方に知ってもらった方がいい課題もあることから合同部会の方がより効率的であろうと考えます。そして、PFI委員会として行う仕事として、どちらに割り振るとかということではなくて、一つの形で両方の部会が一緒になって、その下で扱う具体的なテーマとして最初に何を扱いましょうかというときに、プロセスとリスクとVFMが取り上げられまして、たしかリスクの中に契約が入っていたと記憶しております。その後、前回までのヒアリングを通じまして、3つのワーキンググループで扱った課題に、2つの新しい課題を加えるということを今日提案をしております。

この2つの新しい課題を扱うことには異論が多分ないと思うのですが、問題はこれらと並列して元の3つのワーキンググループで扱ってきた課題を同時に検討するかということです。また、本日提案させていただいた2つの課題の検討を先行させ、これらが終わった段階でまた新しいテーマが出れば別ですが、出なければ元の3つの課題の検討へ戻り積み残した課題を検討することもあるのではないかと考えます。あるいは新たに何かご提案いただいても結構でございます。

B 専門委員 ちょっと今日ここで今後の検討方法等について決めるのは無理じゃないかなという感じがします。全体の論点やこれからの体制、それからワーキングをつくるとした場合にどういうワーキングがいいのか。例えば、アドバイザーではなくて、西野先生がこれは入札プロセスのワーキングをどうしておつくりにならないのか、G先生がどうして公の施設のワーキンググループをおつくりにならないのか、そういうことも含めて、ワーキングはどんなワーキングがあったらいいのかを考えるべきではないでしょうか。それからそれぞれの委員からそれぞれの問題意識や経験から、このワーキンググループへ入りたいという意見を皆さんからとられたらどうですか。

西野部会長 その議論は大事だと思います。

D 専門委員 今の意見にも賛成ですが、もう一つ先ほど積み残しの話が出て、私もずっと絡ませていただいていたので意見いたしますが、もう一度合同部会を開くことがいいか、別々の部会を開くことがいいかという議論はちょっと置いておきまして、せっかくですので、積み残しをもう一度我々も大分記憶も薄くなってきていることもありますので、整理をしていただいて、例えば今度の新しいワーキングの中で継承できるものと継承できないものとの整理した上で、元のワーキングをもう一回活かすことも含めてご検討いただくというのはいかがでしょうか。

西野部会長 本日決めるのは無理かというご提案もありましたが、事務局が一度に担える仕事の量にもおのずから限界があるので、事務局余りに負担をかけないでやれるということであればワーキンググループを復活というか、もう一度開くこともできるかもしれないと思うのです。

D専門委員 今私が申しましたのは、もちろん5つのワーキンググループを全部一遍に並行でということには難しいけれども、いずれにしても今回抽出された課題や積み残しの課題の中で強弱をつけるという、何を取り上げるか、あるいはもうしばらく置いておくというものも出てくるかもしれませんし、そういうのを今は無理でしょうから、次回までに何かご検討いただければと思います。

事務局 今、D専門委員ご指摘のとおり、従来ございました3つのワーキングでそれぞれガイドラインをつくらせていただきまして、C委員などもご指摘のようにまだ積み残し事項があるということは事実でございます。

今回こういう形で課題を整理させていただきましたのは、先ほどの繰り返しになりますが、地方公共団体、民間事業者、現にいろいろなプロジェクトに携わった方々から、実際にプロジェクトを進めていく過程で、問題になっている、緊急に何とかしてもらいたいという課題を整理したわけでございまして、積み残しの課題についても、当然そういう現場の声から、上がってくれば、当然今回の課題の整理において、整理していることとなっております。これは、あくまでヒアリングの整理でございますので、その他に、これをやるべきだということがあれば、当然本日まとめさせていただいた課題の中に追加し、D専門委員がおっしゃいましたように、それらをどういう体制で今後検討するかは、従来やっておった3つのワーキングを、復活させてやるという方法もございまして、今回2つ設けようというワーキンググループに絡んでいる事項でございましたら、そちらでやるということもあり得ましょう。そこは体制の整備の問題だろうと思っています。今日いろいろ皆様方からご意見をいただいておりますが、まず何をやるのだというのが一番悩むところだと思っています。事務局といたしましても5つのワーキンググループで検討される課題について全部直ちにやれと言われましても、事務的にはとても支えきれないといったところもございまして。

それから、いろいろご指摘いただいた課題の中でも、かなり問題点が煮詰まっている中で、実はある意味では関係省庁とのいろいろな調整に入って、その調整の状況を踏ま

えた上で、部会もしくは委員会なりにご報告した上で事を進めていった方がむしろ効果的なのではないかというものもございます。部会、委員会のご意向を全く無視してやるというつもりは無論ございませんし、随時その途中段階でも報告はさせていただきたいと思っております。そのようなものとの整理させていただいて、先ほど部会長の方からご提案いただいたような形の検討体制をしたらいいかということでご提案いただいたわけでございます。

それから、委員の構成については、C委員の方から先ほど従来とメンバーの構成方法が違うというご意見がございました。先ほど部会長がご説明しましたが、座長という形の方をどういう委員の方にお願ひするかというご提案で、その他にこういう方々に参加いただいたらどうかということでございまして、当然先ほどC委員がおっしゃいますように、委員として自分はこういうのに入りたいということであれば、それを否定するつもりはございません。一つの案として部会長からご提示いただいたと考えております。

西野部会長 私は、専門委員の方にはこう言うと失礼ですが、委員に余りご負担をかけることは多少気がとがめておりまして、ですから専門委員だけ指名させていただいたということが本音でございます。座長については、ぜひこのお二方というので考えておりました。委員については、当然委員でございますから、ご希望があれば出ていただくというのは結構でございます。ご希望があれば割り振りとは別にどうぞご案内を差し上げますので、出席いただければというのも前回と同様でございます。今日名簿案の中に委員のお名前を出さなかったのは、本日この場で希望を聞くつもりでおりました。

C委員 私はたまたまいるのでいいですが。

西野部会長 いない方は事後的にお知らせしまして希望をお聞きします。

D専門委員 私が積み残しをもう一度検討しては、と申し上げたのは、むしろ積み残しを整理する中で、ヒアリングでスクリーニングをかけたものとかかなりラップしているものがたくさんあると思うからです。自動的に今のこのテーマの中で取り上げられることは出てくるのではないかと、上手に整理するという観点から、本当の意味での積み残しが出れば、それはそれでまたどうするかを議論すればいいのではないかなということで申し上げます。

それから、もう一つ教えていただきたいのですが、モニタリングと契約、その入札プロセスと公物管理とあるのですが、研究の2つというのは具体的にはだれがどういうふ

うになさるのですか。

西野部会長 これは先ほど申し上げましたが、PFI法においては、PFIの推進に関する提案をこの委員会は各省の長にできるのですね。片や、既存の法律があり、PFIを進める上で整理がついていない部分があります。例えば、具体的には会計法なんか一番代表ですね。公物管理もそうです。それに対してこの委員会としていきなり何か審議するのではなくて、それをどういうふうに解釈できるか、どのような運用が可能か、やはり法律を変えないといけないのかとか、そういう研究をしたいと思っていました。

D 専門委員 実際のワークは事務局の方でおやりになると。

西野部会長 ワークは事務局の方へお願いをして、G委員がアドバイザーを引き受けていただけるのであれば、公物管理のアドバイザーをやっていただきたいと思っております。

先ほど申し上げたのですが、8条委員会なものですから、普通の審議会よりずっと重みがあるのですね。推進したいという気持ちは皆さんと同じですが、下手に旗を挙げまして、議論が逆につぶれるということが心配です。幾らでも検討はできます。その検討をすることが本当にPFIの推進につながるのか、つながらないのか、その辺の検討がある意味では事務局に手伝ってもらって、いろいろ固めていきたいと思っております。今回の対応の整理が物足りないと言われていますが、委員長代理をしております私も非常に物足りないと思うのです。非常に言いたいわけです。言いたいことはPFIセミナーの講師のときには言っております。私の発言を見ていただければちゃんと言っております。しかし、8条委員会で発言するとしますと、かなり重みがあって、慎重にした方がいいかなという気がしています。それから、先ほどの研究の方も、ワーキンググループにできなかったというのはそういう意味でして、むしろどこに問題があって、それからPFI委員会としてはどこをどういうふうに変えたらいいのだろうということを整理する必要があるのではと考えております。

G委員 研究アドバイザーというのは、私は別にこれは何かをまとめるということではなくて、下準備、合同部会等から各省庁に本当に投げるということになれば、当然そこでまた審議をすると思うのですけれども、多分その下準備と考えています。公物管理が公の施設の管理問題であるというのはわかっているのです。あとは要するに所管官庁との関係でどういうふうに変えることが可能かというふうな詰めをやるところだろうと

考えています。当然、あとは全体の場で詰めていくのだろうという理解をしております。そうでないと私もとても引き受けられません。

西野部会長 そうしますと、元へ戻りまして、当面はこの2つワーキンググループの作業をできるだけ早く終えたいと思っているのですが、いろいろ事務的な都合で報告が最終案は今年中にとりまとめたいと思っておりますが、パブリックコメントに掲げるとか事務手続きも時間がかかりますから、でき上がるのは今年度の末になると思います。

B 専門委員 私は契約のワーキンググループに指名されていますが、こっちの方にもとかこっちの方がという希望というのは、事務局に申し上げればよろしいでしょうか。

西野部会長 ええ。

B 専門委員 それから、契約ワーキンググループは、標準契約書等を取りまとめるのであれば、恐ろしい量の作業量ではないでしょうか。これをこれだけのメンバーで来年3月までに行うことは、モニタリングワーキンググループとのバランスでいくと、前田座長は相当大変でつぶれちゃうのではないかという感じがするのです。

H 委員 前回のリスクのワーキンググループも、当初契約のワーキンググループとして出発しようかどうかというお話があったと思うのです。それで到底そこまでできないということになりました。リスクについて検討するときに、考えようによっては契約書と同じような形で全部カバーすることは構わないのだけれども、どうしましょうかという話を差し上げて、民間事業者の創意工夫を生かそうとすると、事業によっていろいろな考え方がありうることから、あえて契約書の方式はとらなかったわけです。

それで、今回、ヒアリング等により提起された問題点について事務局でまとめたものでなかで、契約のワーキンググループにおいて検討すべき論点を拝見致しますと、官民間で公正、適切なリスク分配をするために、契約書でどのように規定するのか、特に、重要な条項について皆さん悩んでおられるようです。こうした課題にお答えするという意味では、前回よりも前例がたくさんございますので、契約書の条項の規定にはならないとしても、章立てをして代表的な条項に関して、コンメンタールのようにして活用できるものでもしていこうかと考えておるのです。

西野部会長 P F I 推進委員会は、ここでいい作文をしたからといって、それが日本で実現するとは限らないのです。既存の法律がある中で実際に P F I を推進するためには、どういう方法がいいかということはちょっとお考えいただきたいと思うのです。

新しく入った方は過去の経緯はわかりにくいのですが、いろいろな政府の対応とか国会の対応などというのはある程度想像のつく方もかなりおられると思います。推進委員会としてどのような提言をするべきか、どの程度のものを行ったらいいかということをお考えいただくことにして、とりあえずはこの2つのワーキンググループを含めて、元の3つワーキンググループもご置きますし、5つのワーキンググループを同時に動かすか、少し時差をつけるか、それから今日ご説明した2つの研究につきましても、アドバイザーについても案をお認め頂きこのままにさせていただきたい。もう一度合同部会を開きますかね。ちょっと意見を出していただいて、そして合同部会をもう一度開くという方がいいですか。

事務局 各委員におかれまして今後委員会で検討すべき論点が他にもあるのでは、というご意見もあろうかと思いますが、課題の整理の中でPFI事業を推進していく上で特に緊急的に解決を要するものから優先度を付けていく必要があります。なかなか一度に全部はできないという現実的な問題もご置きます。本日、ヒアリング等で提起された論点の対応案を踏まえて論点整理をさせていただきましたが、なお論点として足りない部分、課題として緊急にこれはやるべきだという部分があれば指摘いただければと思います。

また、先ほどC委員からもご指摘がございましたように、積み残しも含めまして、積み残しの方はちょっと整理させていただきますが、具体的な今後の検討体制というのを考えさせていただきたいと思いますので、各委員、専門委員の皆様には恐縮でございますが、検討すべき課題、その検討体制について、事務局の方で意見を受けさせていただいて、また両部会長とも次回以降どうするか、ご相談させていただいた上でご案内差し上げたいと思います。

西野部会長 大変恐縮ですが、今日はここで終わりにしたいと思います。この2つのワーキンググループはぜひやりたいと思っておりますし、2つの研究についても形がそれでいいということであれば、座長とアドバイザーについてご承認をいただければありがたいと思います。

それでは、このあたりで閉会と致します。

(了)